

No. _____

寄附申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人 昭徳会
理事長 鈴木正修 様

住 所 _____

氏 名 _____

次のとおり貴法人・貴施設への寄附を申込みます。

寄附年月日	令和 年 月 日
寄附目的	<input type="checkbox"/> 法人運営のために使用してください <input type="checkbox"/> 施設ご利用者のために使用してください <input type="checkbox"/> 施設運営のために使用してください <input type="checkbox"/> その他（目的を具体的に記入） （ ）
寄附金額	<u>金</u> _____ <u>円</u> <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込
法人・施設との関係	<input type="checkbox"/> 利用者本人 <input type="checkbox"/> 利用者の家族 <input type="checkbox"/> 取引業者 <input type="checkbox"/> 法人の役職者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
情報公表	今回のご寄附についてホームページや広報誌にお名前を公表することがあります。 公表について <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

(備 考)

1. 寄附をした個人は確定申告によって次の計算により所得税法上の寄附金控除が受けられます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{寄附金額とその年分の所得金額（総所得、退職所得金額及び山林所得金額の} \\ \text{合計額の 40\%の額を比較し、いずれか低い方の金額から 2 千円を控除した額）} \end{array} \right)$$

仮に、その年分の所得が 200 万円の人で 30 万円を社会福祉法人に寄附した場合、29万 8 千円の寄附金控除が受けられます。

2. 寄附をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。

- (1) 一般損金算入限度額（法人税法第 37 条第 1 項該当）

$$\left(\text{資本等の金額} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} + \text{当該事業年度の所得金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$$

上記の一般損金算入限度額は社会福祉事業をふくめ、あらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額です。

- (2) 社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額（法人税法第 37 条第 4 項該当）

社会福祉法人等に対する寄附金は、その合計額について、上記(1)の一般損金算入限度額のほかに、別枠(注)で損金算入することができます。この場合には確定申告書に法人税法第 37 条第 4 項の規定による損金算入を行なった旨を記載した法人税法施行規則別表第 14 の「寄附金の損金算入に関する明細書」(用紙は税務署にあります。)を添付して下さい。

注

$$\left(\text{資本等の金額} \times \frac{3.75}{1000} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} + \text{所得金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

- ※ 上記(1)と(2)の限度額は併用することができます。したがって、仮に資本金 10 億円、当該事業年度の所得 3 億円の 1 年決算の会社が社会福祉法人のみに寄附した場合は、(1)は 250 万円、(2)は 1,125 万円、合計 1,375 万円までの寄附金について損金算入をすることができます。

なお、法人は会計経理において必ず損金経理を実施して下さい。

3. 上記の措置を受けるため確定申告に際してこの領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存して下さい。